

Appendix

ライドシェア導入のための規制改革

ライドシェア導入のための規制改革

基本的考え方

- ライドシェアについて、移動手段の不足などの状況を踏まえ、国民全体の視点に立って、ビジネスが成立しうるサステイナブルな制度として実現すべき
- 「安心・安全」は現状の仕組み以外でも担保可能。「安全・安全」を現状維持の免罪符とせず、規制の撤廃・緩和をスピーディに実行することが必要

新経済連盟の「ライドシェア新法」提案

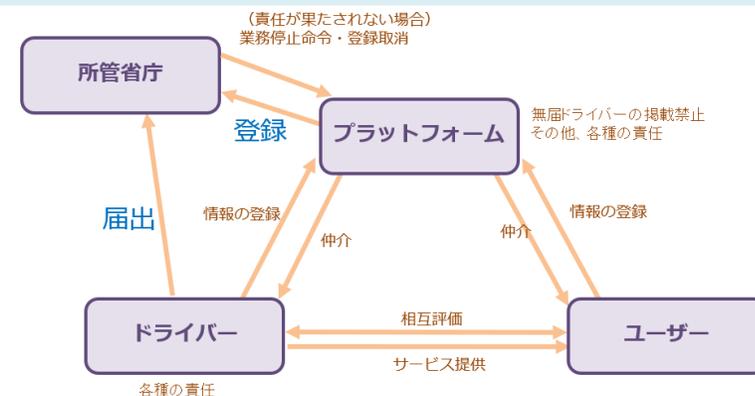
当連盟の提案

新経済（ニューエコノミー）の進展に伴い規制も進化すべき！！

- シェアリングエコノミーにおいてプラットフォームが果たす機能の重要性に着目
- サービス提供者への規制を緩和する代わりにプラットフォームにも一定の責任を課すことにより、両者の責任が合わさって、全体最適を担保



当連盟が提案するライドシェア新法は、プラットフォーム及びドライバーの双方に責任を課すことにより、安全・安心を担保する仕組み



ライドシェアの経済効果：約3.8兆円

出典：当連盟提言「シェアリングエコノミー活性化に必要な法的措置に係る具体的提案」（2015年10月公表）

モビリティの向上により人々が外出しやすくなり、外出先での消費が増えること、ドライバーによる支出増が見込まれることなどから、**約3.8兆円**の波及的な経済効果が期待できる。

※使用車両20万台として新経済連盟推計



ユーザーの消費行動の例
✓ 外出先での買い物
✓ 外出先での飲食



ドライバーによる支出の例
✓ カー用品
✓ ガソリン代

(出典) 「ライドシェア新法」の提案 (2018.5.8 新経済連盟)

(参考) 新経済連盟の「ライドシェア新法」提案におけるプラットフォームとドライバーの責任分担

	プラットフォームの責任	ドライバーの責任
参入要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 登録制 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 届出制 ※電子的な方法による届出を認めるべき
ドライバーの資格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無届ドライバーの仲介禁止 ✓ バックグラウンドチェック（犯罪歴・重大事故歴のある者の排除） ✓ 義務を遵守しないドライバーの排除 ✓ レーティングシステムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 21歳以上、75歳以下 ✓ 1種免許の保持、免許取得後1年以上経過 ✓ 重大事故歴がない ✓ 認定講習の受講
運行管理責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ドライバーが飲酒していない、体調良好であることにつき、自己申告に基づき確認 ✓ 1日当たり運転上限時間の設定 ✓ 運行記録の保存・ドライバーリストの作成 ✓ 重大事故時の所管官庁への報告・ドライバー利用停止措置 ✓ 事故の記録及び保存 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の届出制により運行管理の責任者として明確化（道路交通法の「安全運転管理者制度」の援用もあり得る） ✓ 個人タクシーと同様にアルコールチェック、体調管理 ✓ 飲酒状況・体調についてプラットフォームに対する申告（虚偽の申告を行って事故等が生じた場合はドライバーの資格停止） ✓ 事故時のプラットフォームへの報告
車両整備責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車検を受けていることについて定期的に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車両整備責任 ✓ 車検義務
事故時の責任	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 任意保険への加入義務付け ✓ ドライバーが任意保険に加入していることの確認 ✓ 保険を活用して被害者からの直接全額請求に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 任意保険への加入義務付け ✓ プラットフォームから（責任割合に応じた）求償を受ける
車両	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 要件を満たす車両であることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大型不可、10年以上経過した車両でない ✓ ドライバーの届出の際に使用車両について併せて届出
料金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 料金算定方法の透明性確保のための措置を講じる ✓ キャッシュレス決済の提供 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ドライバーに対する優越的地位の濫用の禁止 ✓ 適切な措置をとらない場合は業務改善命令・登録取消対象 ✓ 日本でサービスを提供する外国事業者にも規制を適用 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プラットフォームによりマッチングされた客のみ運送可能（流し営業の禁止） ✓ 無登録プラットフォームへの掲載禁止（違反すると罰則）